

北本市クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの被害を受けた樹木の伐採、薬剤による防除等をする者に対し、予算の範囲内において北本市クビアカツヤカミキリ対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クビアカツヤカミキリ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。
- (2) フラス クビアカツヤカミキリの幼虫が樹木の中に存在している場合に確認されるふん及び木くずが混ざったものをいう。
- (3) 被害木 クビアカツヤカミキリによるフラス又は樹体が枯死する被害を受けたサクラ、ハナモモ等のバラ科の樹木をいう。
- (4) 手引 埼玉県環境科学国際センターが作成した「サクラの外来害虫クビアカツヤカミキリ被害防止の手引」をいう。
- (5) 逸出防止措置 被害木の伐採後等において、被害木のくん蒸、ネットを被せる行為その他クビアカツヤカミキリの幼虫又は成虫を拡散させないための必要な措置をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被害木を伐採し、逸出防止措置を講じた上で焼却処分又は1センチメートル以下のチップ化を行うもの（以下「伐採等」という。）

- (2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定により登録されている農薬であって、手引にクビアカツヤカミキリの防除農薬として記載されているものを使用し、被害木の防除を行うもの（以下「薬剤防除」という。）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内（果樹園を除く。）に植生する被害木を所有し、又は管理する個人又は事業所若しくは団体の代表者であって、被害木の伐採等又は薬剤防除を業者に請け負わせたもの
- (2) 同一年度内に当該補助金の交付を受けていない者（同一世帯員を含む。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していない者
- (4) 市税等の滞納がない者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度中に完了した事業ごとに次に掲げる費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

- (1) 伐採等にあつては、被害木の伐採、運搬、焼却処分及びチップ化に係る費用
- (2) 薬剤防除にあつては、被害木に使用する薬剤費のほか薬剤注入に係る費用
- (3) 前2号に規定するもののほか市長が必要と認める費用

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）又は5万円のいずれか少ない額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北本市クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付申請書兼請求書

(様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 被害木の伐採等又は薬剤防除に係る領収書（作業日、申請者氏名、領収日及び請負業者名が記載されているもの）の写し又はこれに代わる書類
- (2) 補助対象経費の詳細が分かるもの
- (3) 次に掲げるものが確認できる被害木の状況写真
 - ア 伐採等又は薬剤防除の施工前の被害状況
 - イ 伐採等又は薬剤防除の施工及び施工完了後の状況
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、北本市クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第 9 条 市長は、申請者が偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、北本市クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第 3 号）により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。
(補助金の返還)

第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させることとしたときは、北本市クビアカツヤカミキリ対策事業補助金返還命令書（様式第 4 号）を当該補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(協力の要請)

第 1 1 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ被害木に関する資料の提供、周辺の状況調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 4 日から施行する。
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後の伐採等及び薬剤防除について適用する。